

# 東京女子高等師範学校の入学者選抜制度の歴史

佐々木 享

## はじめに——分析の方法と課題の限定

女子高等師範学校は、女子師範学校及び高等女学校の女子教員を養成する学校であり、同時に旧学制下の女子教育機関としては、最も水準の高い学校として知られた。その女子高等師範学校の入学者選抜制度には幾つかの特質がみられた。そこには、男子の高等師範学校と共にものと、女子高等師範学校に固有のものとがあった。<sup>1)</sup>

本稿では、東京女子高等師範学校をとりあげ、その入学者選抜制度の歴史の特徴を、主としてその下級学校との接続関係に注目しながら解明する。<sup>2)</sup> この場合、女子高等師範学校の最も有力な下級学校である高等女学校に修業年限4年のものと5年のものとがあり、このことが接続関係を複雑にしていたことには特に注目する。換言すれば、本稿では選抜方法の細目を対象とはしない。

## 第1章 (東京) 女子高等師範学校の入学者選抜制度 ——奈良女子高等師範学校が発足する以前の——

東京女子高等師範学校の歴史は、女子教員養成のための東京女子師範学校が開校された1875(明治8)年11月29日に始まる。東京女子高等師範学校及びその後身のお茶の水女子大学は、この日を創立(開学)記念日としている。<sup>3)</sup> この東京女子師範学校は、1885(明治18)年には、いったん東京師範学校に

合併されてその女子部となった。

1886（明治19）年には師範学校令が制定され、東京師範学校は、師範学校及び中等学校教員の養成を目的とした「高等師範学校」となった。この「高等師範学校」の女子部は、1890（明治23）年に独立して「女子高等師範学校」となった。

#### 高等師範学校生徒募集規則（1886）による統一的な選抜制度

『お茶の水女子大学百年史』は、同校の入学者選抜の歴史を、1886（明治19）年10月に文部省令第18号「高等師範学校生徒募集規則」が制定され、高等師範学校男女生徒の入学者選抜制度が定められたことから書き始めている。

#### 高等師範学校生徒募集規則（明治19年10月14日文部省令第18号）

勅令第十三号師範学校令第八条ニ基キ高等師範学校生徒募集規則ヲ定ムル  
コト左ノ如シ

#### 高等師範学校生徒募集規則

第一条 高等師範学校男女生徒ハ府県知事之ヲ選挙シ高等師範学校長其中ニ就  
キ選抜スルモノトス

第二条 高等師範学校ノ男生徒ハ尋常師範学校ヲ卒業シタルモノヨリ選挙シ女  
生徒ハ尋常師範学校ノ二箇年ノ課程ヲ終リタルモノ若クハ之ニ均シキ学  
力並資格ヲ有スルモノヨリ選挙スヘシ

第三条 高等師範学校ノ男女生徒ハ毎年一度之ヲ募集シ其期日及員数ハ其都度  
高等師範学校ヨリ府県ニ通知スヘシ

第四条 新募生徒ハ初メ試験生トシテ三箇月以内仮ニ入学セシメ其資性品行等  
ヲ審察シ適當ト認ムルモノニ限り本入学ヲ許スヘシ

高等師範学校入学者は、尋常師範学校から

ここにみられる幾つかの特徴に注目してみよう。

## 東京女子高等師範学校の入学者選抜制度の歴史

下級学校との接続関係に注目してこの「規則」をみれば、男生徒について尋常師範学校卒業者、女生徒については尋常師範学校2年修了者または同等の学力をもつ者の中から選抜することとしていた。換言すれば、制度化されたばかりの尋常中学校（の卒業者）からの選抜を予定していなかった。尋常中学校未整備のためのやむを得ない措置なのか、尋常師範学校の生徒から選抜することを本旨としていたからなのかは、不明である。

高等女学校はまだ全く未整備であったから、女子高等師範学校への入学資格が女子師範学校卒業者に限定されていたのは当然であったといえよう。換言すれば、この措置は、当時においては女子師範学校は一面においては女子の中等学校という実質をもっていたことを裏書きしていたといえる。

### 入学資格にみられる男女差

ところで、高等師範学校の入学資格は男女に差を設けていたことが注目される。

当時の尋常師範学校は、1886（明治19）年5月26日文部省令第9号「尋常師範学校ノ学科及其程度」（第三条）により修業年限は男女とも4ヵ年とされ、その入学資格は、1886（明治19）年5月28日文部省令第10号「尋常師範学校生徒募集規則」第一条により、

- 一 身体強健ニシテ師範学校令第一条但書ノ目的ヲ達シ得ヘキト認ムルモノ
- 一 高等小学校卒業以上ノ学力ヲ有スルモノ
- 一 齡十七年以上二十年以下ノモノ  
但第二条第一種ノモノハ此限ニアラス
- 一 其府県下在籍ノモノ

と定められていた。当時は尋常小学校、高等小学校とも修業年限は4ヵ年とされていたから、男子の高等師範学校の入学資格には8ヵ年プラス4ヵ年の修学が要求され、これに対して女子の高等師範学校の入学資格には8ヵ年プラス2ヵ年でよしとされていたわけである。高等師範学校の女生徒の修業年限が男

子生徒のそれより長かったわけでもないので、入学資格にこのような男女差を設けたことはやや不可解である。

#### 男女ともに最高年齢を制限

高等師範学校の入学資格として、男女ともに最低年齢のみでなく、「齢十七年以上二十年以下ノモノ」と最高年齢の制限を設けていたことも注目される。

#### 府県知事による「選挙」制

高等師範学校入学者選抜については、まず府県知事が「選挙」し、この「選挙」された者の中から校長が入学者を選抜する、と定めていた。ここにいう「選挙」は今日の推薦に相当したと考えられる。1891（明治24）年に改正された「女子高等師範学校学則」では、府県知事からの「選挙書」（後に「薦挙書」となる）の書式も定められた。<sup>4)</sup>

#### 仮入学制度

高等師範学校生徒募集規則（1886年）は、「新募生徒ハ初メ試験生トシテ三箇月以内仮ニ入学セシメ其資性品行等ヲ審察シ適當ト認ムルモノニ限り本入学ヲ許スヘシ」と定めていた。この仮入学の期間は、1897（明治30）年の規則改正により4ヵ月以内に延長された。しかし評判が悪かったためか、あるいはそれを必要としない程に順良、信愛、威重の気風が定着したとみられるに至ったためか、1900年には廃止された。

#### 高等師範学校に公立尋常中学校からの進学の道が開かれる（1894年）

1894（明治27）年2月3日に文部省令第2号「明治十九年文部省令第十八号高等師範学校生徒募集規則ニ依リ募集スル生徒ハ尋常師範学校卒業生ノ外地方長官ニ於テ公立尋常中学校卒業生ヨリ選挙スルヲ得」が制定され、尋常中学校から高等師範学校に進学する道が開かれた。

ここに至って、公立尋常中学校から高等師範学校への接続の道が初めて開かれた。尋常小学校入学から尋常師範学校卒業までの修学年限は12ヵ年であるのに対し、尋常小学校入学から尋常中学校卒業までの修学年限は順調に進学したとすれば11ヵ年であるという差が生じていた。いずれにせよ、公立の尋常中学校に限定されていたことは注目される。

## 東京女子高等師範学校の入学者選抜制度の歴史

また、当時すでに「高等女学校」を名乗る学校はあったけれども、高等女学校規程が初めて制定されたのは1895（明治28）年1月29日だったから、女子についての配慮がなかったのはやむを得なかつたのかも知れない。

もっともこれより前、1893（明治26）年8月5日に「高等師範学校及女子高等師範学校生徒ノ欠員臨時補充ノ事」が定められ、高等師範学校及女子高等師範学校は欠員ある場合に限り、前掲の生徒募集規則の規定に拘らず、「学力年齢當該学級ニ相当ノ資格アル者ヲ募集シ試験ノ上入学セシムルコトヲ得」とされていたから、高等女学校から進学する道が全くなかったとはいえないのかも知れない。

### 女子高等師範学校生徒募集規則の制定（1897年）

1897（明治30）年10月6日勅令第346号により師範教育令が制定され、師範学校令は廃止された。その後の10月12日に文部省令第22号をもって女子高等師範学校生徒募集規則が制定された。

#### 女子高等師範学校生徒募集規則

第一条 女子高等師範学校本科生徒及官費専修生ハ師範学校女子部、修業年限六箇年ノ官公立高等女学校卒業生及之ト同等ノ学力ヲ有スル者ニシテ身体健全品行方正ナル者ニ就キ地方長官之ヲ薦舉シ女子高等師範学校長其ノ中ヨリ試験ノ上選抜スルモノトス但本科生ハ年齢十七年以上二十二年未満ニシテ夫ヲ有セサル者ニ限ル

第二条 女子高等師範学校本科生ハ毎年一回官費専修生ハ臨時之ヲ募集ス其期日及員数ハ其都度女子高等師範学校長ヨリ地方長官ニ通知スルモノトス

第三条 第一条ニ依リ募集スルモノハ外女子高等師範学校長ハ身体健全品行方正ニシテ学力年齢當該学級ニ相当スル者ヲ募集シ試験ノ上入学セシムルコトヲ得

第四条 新募生ハ四個月以内ニ入学セシメ其ノ資性品行等ヲ審察シ適當ト認ムル者ニ限り本入学ヲ許可スルモノトス但仮入学ノ生徒ハ自費トス

第五条 [略]

地方長官すなわち道府県知事の推薦を得た者は直ちに入学できるのではなく、学校が実施する入学試験を受けなければならなかった。<sup>5)</sup>『文部省年報』によれば、この入学試験の段階での選抜は、大正期には3倍前後に緩和されたとはいえ、明治期には10倍前後に達するかなり厳しい競争であった。

#### 女子高等師範学校と官公立高等女学校との接続関係の成立（1895年）

この規則により、女子高等師範学校に入学する資格のある者として、師範学校女子部卒業生の他に、初めて官公立高等女学校の卒業生が位置づけられた。

これより先1895（明治28）年1月29日に文部省令第一号高等女学校規程が制定され、高等女学校が制度化された。ただし高等女学校は、中学校とは違って、「修業年限四箇年ノ尋常小学校ノ卒業生若クハ之ト同等ノ学力ヲ有スル者」を入学資格として、その修業年限は6ヵ年（「但土地ノ情況ニ依リ一箇年ヲ伸縮スルコトヲ得」）とされた。尋常小学校入学から通算した修業年限は10ヵ年である。男子の高等師範学校への入学資格は師範学校卒業または中学校卒業であり、尋常小学校入学から通算した中学校卒業までの修業年限は11年だったから、女子高等師範学校の入学資格は男子のそれより1ヵ年短かったわけである。

官公立の高等女学校に限り、私立の高等女学校を排除していたことも、当時の官尊民卑意識の反映として注目される。ただしこの「官公立」の文字は、後述の「規則」改正により1899（明治32）年から削除された。

なお仮入学制度は継承され、その期間は、3ヵ月以内から4ヵ月以内へと延長された。

#### 夫ある者は不可

この規則が「夫ヲ有セサル者ニ限ル」としていたは、注目される。結婚年齢が早い時期のことだから、この条項にしたがって、「こっそり結婚していたのがばれて退学させられた者がいたりした」という。<sup>6)</sup>男子の高等教育機関で結婚している者を不可としていたのは、軍隊の学校を別とすれば、筆者の知

## 東京女子高等師範学校の入学者選抜制度の歴史

る限り、高等商船学校のみであった。付言すれば、女高師の他、後に女高師に付設された臨時教員養成所も夫ある者は不可としていた。ただしこれは、師範学校や高等女学校の女教員に独身たることを要求したわけではなく、独身主義を標榜したわけでもなかったことをつけ加えておく。

### 高等女学校制度の確立（1899年）

1899（明治32）年2月8日勅令第31号により高等女学校令が制定され、ここに女子の中等教育機関としての高等女学校が制度化された。

高等女学校の入学資格は、男子の中学校と同じく「年齢十二年以上ニシテ高等小学校第二学年ノ課程ヲ卒リタル者又ハ之ト同等以上ノ学力ヲ有スル者タルヘシ」とされた。しかしその修業年限は「四箇年トス但シ土地ノ情況ニ依リ一箇年ヲ伸縮スルコトヲ得」と中学校より1ヵ年短くされた。実際に設立された高等女学校の大部分は4年制であった。

### 高等女学校と女子高等師範学校との接続関係の改善（1899年）

高等女学校令が制定されたことに対応して、1899（明治32）年3月22日文部省令第16号により女子高等師範学校生徒募集規則が改正され、修業年限4ヵ年以上の高等女学校卒業者にも入学資格が与えられた。なおこの改正により、「官公立」という限定も削除された。

### 高等女学校と女子師範学校の学科課程

日本の教育史研究では、高等女学校の学科課程を中学校のそれと比較して分析した論考が多い。しかしここでは、高等女学校の学科課程を師範学校のそれと比較分析してみる。

高等女学校令施行規則（1901年3月22日文部省令第4号）による修業年限4年の高等女学校の学科課程をまとめると、以下の如くであった。（ちなみに、後述のように修業年限5年の高等女学校の数は極めて僅かであった。）

また「尋常師範学校ノ学科及其程度改正ノ事」（1892（明治25）年文部省令第8号）第11条による「尋常師範学校ノ女生徒ニ課スヘキ科目ノ程度」は、以下の如くであった。なお、尋常師範学校の修業年限は短いように見えるけ

れども、尋常師範学校の入学資格は高等小学校卒業であるから、入学資格を得るまでの学修年限は高等女学校のそれよりむしろ2学年多いことに留意する必要がある。

表1 高等女学校（1901年）と尋常師範学校女生徒の学科課程（1892年）

学年	高等女学校の学科課程					尋常師範学校ノ女生徒ニ課スヘキ学科目				
	1	2	3	4	計	1	2	3	4	計
身	2	2	2	2	8	2	2	2		6
國語	6	6	5	5	22	4	3	3		10
漢文						2	2	2		6
習字						2	2	2		6
外國語	3	3	3	3	12					
地理・歴史	3	3	2	3	11	2	2	2		6
歴史						2	2	1		5
地理						3	3	2		8
数学	2	2	2	2	8	2	3	3		8
物理	2	2	2	1	7	2	2	2		6
図画	1	1	1	1	4	6	6	6		18
家事			2	2	4					
裁縫	4	4	4	4	16	2	2	2		6
音楽	2	2	2	2	8	3	3	3		9
体育	3	3	3	3	12	2	前半4 後半2		仮に7	
手芸										
計	28	28	28	28	112	34	34	33		101

なお高等女学校の「教育」と「手芸」は随意科目である。

尋常師範学校の学科課程は、これを高等女学校のそれに比較すると、国語と漢文、習字とを分けていること、歴史と地理とを分けていること、裁縫を家事の時間に含めていること、「実地授業」を含む「教育」の時間が設けられていること、などの違いはあるけれども、また修業年限が短いにも拘らず、裁縫の時間がやや少ないことを別とすれば、各教科とも概ね高等女学校の時間数に匹敵していたといえる。こうした中で最も重要な違いは師範学校の学科課程には外国語が含まれていないことであった、といえよう。

まとめてみれば、外国語を別とすれば、尋常師範学校の学科課程は高等女学校のそれに比較して概ね遜色なかったといえよう。

## 東京女子高等師範学校の入学者選抜制度の歴史

### 仮入学制度の廃止（1900年）

1900（明治33）年3月29日には、女子高等師範学校生徒募集規則が改正され、仮入学制度は廃止された。<sup>7)</sup>

### 入学志願者の最低年齢の引き下げ（1916年）

1916（大正5）年6月14日には東京女子高等師範学校の規則が改正され、本科入学志願者の最低年齢が「十七年」から「十六年」に引き下げられた。<sup>7)</sup>

### 東京女子高等師範学校の入学者の入学前の学歴（1906～1908年）

『文部省年報』によれば、1906（明治39）以後の東京女子高等師範学校の入学者の入学前の学歴は、表の如くである。

表2 東京女子高等師範学校の入学者の入学前の教育（1904～1908年）

年 度	師範学校 卒 業 者	高等女学校 卒 業 者	各種学校	その他同程度 認 定 者	計
	師範学校 卒 業 者	高等女学校 卒 業 者	専門学校入学者 検定規程ニ依ル 検 定 合 格 者	各種学校 卒 業 者	
1906（明治39）	39 (34.5)	64 (56.6)	10 (8.9)		113
1907（明治40）	42 (29.4)	85 (59.4)	9 (6.3)	7 (4.9)	143
1908（明治41）	40 (46.0)	41 (47.1)	4 (4.6)	2 (2.3)	87
1909（明治42）	40 (30.3)	77 (58.3)	14 (10.6)	1 (0.8)	132
1910（明治43）	32 (36.8)	55 (63.2)			87
1911（明治44）	29 (24.8)	88 (75.2)			117
1912（明治45）	52 (40.6)	73 (57.0)	2 (1.6)	1 (0.8)	128
1913（大正2）	29 (27.6)	76 (72.4)			105
1914（大正3）	35 (31.5)	73 (65.8)	3 (2.7)		111
1915（大正4）	41 (35.0)	69 (59.0)	7 (6.0)		117
1916（大正5）	38 (36.2)	66 (62.9)	1 (1.0)		105
1917（大正6）	42 (35.9)	73 (62.4)	2 (1.7)		117
1918（大正7）	57 (48.3)	59 (50)	2 (1.7)		118
1919（大正8）	39 (37.1)	64 (61.0)	2 (1.9)		105
1920（大正9）	35 (33.3)	68 (64.8)	2 (1.9)		105
1921（大正10）	31 (30.7)	68 (67.3)	2 (2.0)		101
1922（大正11）	19 (19.2)	75 (75.8)	5 (5.1)		99
1923（大正12）	22 (19.6)	86 (76.8)	4 (3.6)		112
1924（大正13）	23 (20.4)	87 (77.0)	3 (2.7)		113
1925（大正14）	11 (10)	91 (82.7)	8 (7.3)		110

各年の『文部省年報』による。（）内の数値は筆者による。

これによると、東京女子高等師範学校の入学者中の師範学校卒業者は、5割近くに達していた1908年と1918年を例外として、1921年までは常に30%台にあり、以後急速にその比率を低下させて、代わって高等女学校卒業者の比率が増大している。これは、基本的には高等女学校の数の増大に照応したものと考えられる。

## 第2章 両女高師の入学者選抜制度改革後の東京女子高等師学校の入学者選抜

### 奈良女子高等師範学校の入学者選抜制度

1908（明治41）年3月31日勅令第68号をもって奈良女子高等師範学校が設立された。これにともない、「女子高等師範学校」は東京女子高等師範学校と改称した。奈良女子高等師範学校は、発足当初は、東京女子高等師範学校とは異なり、予科（修業年限4ヵ月）、本科（同3年8ヵ月）の編成で、本科を国語漢文部、地理歴史部、数物化学部、博物家事部の4部に分けていた。予科の学科課程は部に関係なく統一されていた。

奈良女子高等師範学校の入学者選抜は、予科を設けていた時期には、予科についてのみ実施していた。予科から本科へ進級する際の評価は厳しかったという。<sup>8)</sup>

奈良女子高等師範学校の入学者選抜の検討は、別の機会に譲る。

### 両女子高等師範の入学者選抜制度の統一（1926年）

1914（大正3）年から、東京女子高等師範学校と奈良女子高等師範学校の編制はともに修業年限4年の文科、理科、家事科の3科に統一された。奈良女子高等師範学校の予科は廃止された。しかし両校の入学者選抜はなおしばらく、互いに独立に実施された。

1926（大正15）年8月27日に文部省令第28号「高等師範学校及女子高等師範学校生徒募集規程」が制定された。これにより、両女子高等師範学校の入学者選抜制度は、入学資格、身体検査の不合格基準等が細部に至るまで統一

## 東京女子高等師範学校の入学者選抜制度の歴史

され、1926年12月から統一的に運用されるようになった。最も重要な変更は、地方長官による選（薦）擧制を廃止し、それぞれの学校が独自に実施する学科試験を主とする方法に変えたことである。

これにより両校は入学者選抜規則を改正した。その要項は以下の如くである。

師範学校、高等女学校あるいは専修の無試験検定指定学校の卒業者は当該の学校長の推薦を得て、また専修の試験検定合格者は直接に出願する。志望学科は第2志望まで認められる。

出願者にたいして、12月下旬に学科試験を課す。出願締切日、学科試験の実施場所は両校に共通であった。

学科試験の科目は、この方式が初めて1926年12月に実施された際は両校共通であったけれども、1927年からは両校で僅かずつ異なっていた。しかし1930年12月の試験からは、両校とも国語、数学、英語に統一された。また初めは理科・家事科と文科とでは一部の科目に違いがあったけれども、1930年12月の試験からはその違いもなくなった。

学科試験に合格した者には、4月上旬に本校において身体検査と口頭試問が課された。入学式は4月10日頃であったから、余程のことがない限り、身体検査や口頭試問で落とされることはなかったのであろう。しかし1929年12月の試験から、東京、奈良での受験者には学科試験に引き続き身体検査が実施されるようになった。4月上旬の検査で落さざるを得なくなるリスクを回避するための措置であろう。<sup>9)</sup>

### 選抜制度統一後の東京女子高等師範学校の入学者の入学前の学歴

両女子高等師範学校の入学者選抜制度を統一した1927（昭和2）年以後の東京女子高等師範学校の入学者の入学前の学歴は、表3の如くである。以前と対比するために1926年の数値も掲げた。

表3 選抜制度統一後の東京女高師の入学者の入学前の学歴（1926～1939年）

年 度	師範学校 卒 業 者	高等女学校 卒 業 者	専 檢 規 程 ニ 依 ル 者	そ の 他	計
1926 (大正 15)	18 (15.8)	86 (75.4)	10 (8.8)		114
1927 (昭和 2)	11 (12.0)	80 (87.0)	1 (1.1)		92
1928 (昭和 3)	11 (10.1)	94 (86.2)	4 (3.7)		109
1929 (昭和 4)	6 (5.6)	99 (91.7)	1 (0.9)	2 (1.9)	108
1930 (昭和 5)	4 (3.7)	100 (91.7)	4 (3.7)	1 (0.9)	109
1931 (昭和 6)	4 (3.7)	99 (91.7)	5 (4.6)		108
1932 (昭和 7)	2 (1.9)	103 (96.3)	2 (1.9)		107
1933 (昭和 8)	4 (3.6)	101 (90.2)	7 (6.3)		112
1934 (昭和 9)	1 (0.9)	106 (95.5)	4 (3.6)		111
1935 (昭和 10)		108 (97.3)	2 (1.8)	1 (0.9)	111
1936 (昭和 11)	4 (3.6)	101 (91.8)	5 (4.5)		110
1937 (昭和 12)	3 (2.7)	106 (96.4)	1 (0.9)		110
				× 5	× 6
1938 (昭和 13)	5 (3.8)	122 (93.8)	1 (0.8)	2 (1.5)	130
1939 (昭和 14)	2 (1.4)	135 (97.8)	1 (0.7)		138
				× 1	

×印は外国人  
各年の『文部省年報』による。

### 東京女高師入学者中の師範学校卒業者の激減

東京女子高等師範学校の入学者の入学前の学歴をみると、女子師範学校卒業者（と専門学校入学者検定規程による合格者）の数と比率が以前に比較して激減している。女子師範学校の出身者が減少したのは、後述のように、女子師範学校の出身の受験者が少ないと大きく関係している。受験者減少の原因は定かでない。

1931 (昭和 6) 年 1 月 10 日文部省令第 1 号「師範学校規程中改正」による女子師範学校の学科課程（表4）を表7の高等女学校の学科課程と比較すると、国語漢文は 4 年制高女と 5 年制高女の中間にあり、数学は 5 年制高女と比肩し得た。理科や歴史地理は 5 年制高女よりむしろ多かった。しかし、英語は増加科目で増やさない限り 4 年制高女と 5 年制高女のいずれよりも少なかった。英語の不利なことが志願者減少につながったのであろうか。

東京女子高等師範学校の入学者選抜制度の歴史

表4 師範学校本科第1部の女子の学科課程（1931年改正）

	基本科目					計	増加科目	
	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年		第4学年	第5学年
修身	1	1	2	2	2	8	増加科目ニ充ツヘキ時数	
公民				2	2	4		
教育			2	4	5	11		
国語	6	6	5	4	4	25	2~4	2~4
漢文							2~4	2~4
歴史	4	4	4	2	2	16	2~4	2~4
地理								
英語	3	3	3			9	2~4	2~4
数学	4	3	3	2	2	14	2~4	2~4
理科	4	5	4	3	2	18		
家裁	4	4	4	4	4	20	2~4	2~4
縫織								
図画	3	3	2	2	2	12	2~4	2~4
手工							2~4	2~4
音楽	2	2	2	1	1	8		
体操	3	3	3	2	2	13	2~4	2~4
基本科目総計	34	34	34	28	28	158		
							理	博物
							科	物理及化学
							実業	
増加科目ニ充ツヘキ総時数				6	6	12		
合計	34	34	34	34	34	170		

東京女高師の入学志願者及入学者学歴及卒業年次別（1931年度）の分析  
なお入学者中の高等女学校卒業者の4年制と5年制という修業年限別内訳を『文部省年報』から知ることはできない。ここでは、東京女高師の『学校一覧』に記載された1931年度の入学志願者及び入学者のデータを分析してみる。

この表に基づいて、若干の分析を試みる。ただし、以下の分析は原則として第一志望の者に限る。ちなみに、第二志望で入学した者は、文科1名、家事科25名、計26名に過ぎない。それは、全入学者108名の24.1%を占める。家事科に多く（家事科に第一志望で入学した者は、18名に過ぎない）、文科1名、理科ゼロという数字は、反面から各学科の人気の順位を示しているのかもしれない。

表5 東京女高師の入学志願者及入学者学歴及卒業年次別（1931年度）

		文科			理科			家事科			計			入学志 願者ニ スル 入学者 百分 比			
		入 学 志願者															
		第一志望	第二志望	第三志望													
師範部	昭和6	11	2	1	5	3		3	13	1	19	18	1	1	10.5		
	昭和5	1	1		1	1		1	1		3	3			0		
	昭和4																
	昭和3以前																
	計	12	3		6	4		4	14	1	22	21	1	1	9.1		
学校部	昭和6	6	1	1	4	2		2	7	1	12	10	1	1	16.7		
	昭和5	1	2		3	1					4	4			0		
	昭和4	1				1					1	1			0		
	昭和3以前	2			1	1		1	1		4	2			0		
	計	10	3	1	8	5		3	9	1	21	17	1	1	9.5		
高等四年修業年限	小計	22	6	2	14	9		7	23	2	43	38	2	2	9.3		
	昭和6	130	62	2	110	68	2	93	140	3	333	370	7	3	3.0		
	昭和5	47	24	10	54	15	7	29	75	4	3	130	114	21	3	18.5	
	昭和4	15	6		6	2		8	18	1	2	29	26	1	2	10.3	
	昭和3以前	2	1		5	3	1	4	4		11	7	2		18.2		
女学校	計	194	92	13	175	88	10	134	237	8	8	503	417	31	8	7.7	
	昭和6	103	44	15	1	97	38	15	57	110	8	11	257	192	38	12	18.2
	昭和5	21	4	3	12	5	2	6	25	2	3	39	34	7	3	25.6	
	昭和4			1		1						1	1			0	
	昭和3以前	1			1			1			2	1			0		
五年修業年限	計	125	49	18	1	111	43	17	63	136	10	14	299	228	45	15	20.0
	小計	319	141	31	1	286	131	27	197	373	18	22	802	645	76	23	12.3
	昭和6	250	109	19	1	216	111	17	155	270	11	16	621	490	47	17	10.3
	昭和5	70	31	13	70	22	9	36	102	6	6	176	155	28	6	19.3	
	昭和4	18	7		7	2		8	12	1	2	21	22	1	2	~	
合計	昭和3以前	5	1		7	4	1	5	6		17	10	2			11.7	
	計	341	147	33	1	300	140	27	204	396	18	24	845	683	78	25	12.2
	その他	11	8	1	15	7	3	6	9	1	32	24	4	1		15.6	
	総計	352	155	34	1	315	147	30	210	405	18	25	877	707	82	26	12.3

入学志願者に対する入学者の比率は筆者による。

『東京女子高等師範学校・第六臨時教員養成所一覧 自昭和六年至昭和七年』による。

(1) この年の入学志願者中の師範学校出身者の総計は43名で、それは、「その他」の出身者を含む全入学志願者877名の4.9%であった。

## 東京女子高等師範学校の入学者選抜制度の歴史

他方、この年の入学志願者中の高等女学校出身者は802名で、それは全入学志願者877名の91.4%であった。「その他」とは、専門学校入学者検定規程による無試験検定の指定を受けた学校の卒業者が大部分で、その他に同試験検定の合格者がいたかも知れない。

(2) この年の師範学校出身の入学者（実質的に合格者）は4名であった（合格率は9.3%）。この入学率（実質的に合格率）は、高等女学校出身者のそれ（12.3%）を下回っている。

いずれにせよ、師範学校出身の入学者が少ないので、志願者そのものが少ないからであることがわかる。

(3) 師範学校出身者の内訳をみると、師範学校第一部からの受験者22名で、その合格者は2名（合格率は9.3%）であった。いわゆる現役だけについて見ると、志願者19名でその合格者は2名（合格率は10.5%）で、合格者は現役のみであった。

師範学校出身者の合格率が4年制高等女学校出身者のそれを上回っていたことは、前述の学科課程の比較からもうなづけることである。

また師範学校第二部からの受験者21名でその合格者は2名（合格率は9.5%）であった。それをいわゆる現役に限ってみると、志願者12名でその合格者は2名（合格率は16.7%）で、合格者は現役のみである。元来師範学校第二部は高等女学校卒業者から選抜されているのであるから、第一部からの志願者よりも合格率がよいのは当然なのかも知れない。

(4) この年の高等女学校出身の入学志願者は802名で、全志願者の91.5%を占めた。その合格者は99名であった（その合格率は12.3%）。

(5) 高等女学校出身の内訳を見ると、4年制高等女学校出身の志願者は503名で、5年制高等女学校出身の志願者299名より多く、1.7倍に達していた。またその合格者は第一志望と第二志望を合わせて39名であり、その合格率は7.7%であった。

4年制高等女学校出身のいわゆる現役だけについて見ると、志願者は333名

で、その合格者は10名（合格率は3.0%）に過ぎず、いわゆる現役の4年制高等女学校出身者には厳しい関門であったことがわかる。

いわゆる浪人の入学志願者の総計は170名でその合格者は24名（合格率は14.1%），浪人を含めた4年制高等女学校出身者全体の合格率は7.7%だから、後述のように、4年制高等女学校出身者は予備校に通うなど浪人するのが当然と考えられたのも無理はない。

(6) 5年制高等女学校出身の入学志願者は299名で、全入学志願者の34.1%を占め、その合格者は60名（合格率は20.0%）であった。5年制高等女学校出身者の方が有利であったことがわかる。

その現役のみについて見ると、志願者257名で、その合格者は第一志望と第二志望を合わせて50名（合格率は18.2%）であり、この数値は5年制高等女学校出身の入学志願者が現役の4年制高等女学校卒業者よりはるかに優位にあったことを示している。さらにいえば、この現役の5年制高等女学校出身の合格者の数は、4年制高等女学校を卒業して浪人した者の数値にほぼ匹敵していた。

#### 高等女学校における4年制と5年制

男子が学ぶ中学校の修業年限は一律に5年とされていたのに対して、高等女学校の修業年限は、高等女学校令制定以来、4年制を本来とし、一年以上伸縮できるとされていた。実際には、高等女学校には4年制と5年制とがあった。しかも、1920（大正9）年7月に高等女学校令が改正され、規程の上では5年制主体となってからも、実態は表6にみられるように、4年制のほうが多かった。

『文部省年報』では、高等女学校の学校数については、1926（大正15）年までは修業年限別を区分していない。1927（昭和2）年からは4年制と5年制とを区分しているので、以下にそれを示す。しかし、それぞれの生徒数を『文部省年報』から求めることはできない。

## 東京女子高等師範学校の入学者選抜制度の歴史

なお、高等女学校には公立私立の他に官立すなわち東京女子高等師範学校及び奈良女子高等師範学校の附属高等女学校がある。また植民地に設置されていた高等女学校もある。

表6 公立私立高等女学校の修業年限別の学校数（1926～1934年）

[注] 1935（昭和10）年度から修業年限四年と五年とを併置する学校の数が掲げられている。  
この表では、併置する学校数を四年制の欄外に示す。なお、構成比を計算する際には、この併置している学校数を考慮していない。

年 度	修業年限4年			修業年限5年			合 計		
	公 立	私 立	計	公 立	私 立	計	公 立	私 立	計
1926（大正15）			520 (78.7)			141 (21.3)	485	176	661
1927（昭和2）	421	123	544 (78.3)	79	72	151 (21.7)	500	195	695
1928（昭和3）	427	129	556 (76.1)	94	81	175 (23.9)	521	210	731
1929（昭和4）	440	129	569 (75.4)	98	88	186 (24.6)	538	217	755
1930（昭和5）	444	130	574 (74.7)	102	92	194 (25.3)	546	222	768
1931（昭和6）	452	121	573 (74.0)	101	100	201 (26.0)	553	221	774
1932（昭和7）	457	127	584 (75.0)	99	96	195 (25.0)	556	223	779
1933（昭和8）	464	124	588 (74.6)	100	100	200 (25.4)	564	224	788
1934（昭和9）	462	118	580 (73.8)	105	101	206 (26.2)	567	219	786
1935（昭和10）	466	117	583 (73.6)	98	99	197 (24.9)	564	216	792
			12						12
1936（昭和11）	477	100	577 (71.8)	94	119	213 (26.5)	581	223	804
	10	4	14						14
1937（昭和12）	470	115	585 (71.7)	111	109	220 (27.0)	587	229	816
	6	5	11						11
1938（昭和13）	471	114	585 (71.2)	114	108	222 (27.0)	591	231	822
	6	9	15						15
1939（昭和14）	496	119	615 (72.6)	108	116	224 (26.4)	608	239	847
	4	4	8						8

各年の『文部省年報』による。（ ）内の構成比は筆者による。

これによれば、修業年限5年の高等女学校は最多になった1938年でも単独校222校、併置校15校合わせて237校に過ぎず、これは全高等女学校数の28.3%に過ぎなかった。

東京女子高等師範学校の場合、この3割に満たない5年制高等女学校卒業者が受験者の4割近くを占め、合格率では4年制高等女学校出身者より優位に立っていたわけである。

### 高等女学校における4年制と5年制の学科課程

1920(大正9)年7月21日文部省令第15号高等女学校令施行規則中改正による学科課程は以下の如くであった。高等女学校の教授要旨は、4年制と5年制とは同じ内容で配当学年が異なるのみであった。毎週授業時数は最大34時間くらいまで増加することが認められていたから、実際には表の時間よりは多くなっていたと考えられるが、それにしても、基本となる時間だけでみれば、国語の22時間と28時間、外国語の12時間と15時間、数学や理科の10時間と13時間の差は大きかったといえる。

江原絢子が多数の高等女学校の学科課程を調査した結果によれば、英語の時間は、20時間を超えて課していた東京女高師附属高等女学校やキリスト教系の女学校などやや特殊な学校をのぞくと、12時間、15時間という学校が多くあった。<sup>10)</sup>

表7 高等女学校の学科課程（1920年改正）

	4年制					5年制					計
	第1学年第2学年第3学年第4学年	計	第1学年第2学年第3学年第4学年第5学年	計	第1学年第2学年第3学年第4学年第5学年	計	第1学年第2学年第3学年第4学年第5学年	計	第1学年第2学年第3学年第4学年第5学年	計	
修身	2	2	1	1	6	2	2	2	1	1	8
國語	6	6	5	5	22	6	6	6	5	5	28
外國語	3	3	3	3	12	3	3	3	3	3	15
歴史	3	3	2	2	10	3	3	3	2	2	13
地理											
数学	2	2	3	3	10	2	2	3	3	3	13
理科	2	2	3	3	10	2	2	3	3	3	13
図画	1	1	1		3	1	1	1	1		4
家事			2	4	6				2	4	6
裁縫	4	4	4	4	12	4	4	4	4	4	20
音楽	2	2	1		5	2	2	1	1		6
体操	3	3	3	3	12	3	3	3	3	3	15
計	28	28	28	28	112	28	28	28	28	28	140

### 実科高等女学校

なお1910(明治43)年10月26日には高等女学校令が改正され、高等女学校に実科を置き、または実科のみを置くことができるとされた。実際には、実科のみの実科高等女学校と本科と実科とを併置する学校とがあった。『文部省

## 東京女子高等師範学校の入学者選抜制度の歴史

『年報』によると、実科高等女学校の数が、最も多かったのは1929年の212校で、それ以後は漸減した。

実科高等女学校は、教育制度としては高等女学校の一種であり、その卒業生は高等女学校のそれと同一の資格で女子高等師範学校を受験することができた（はずである）。しかしその学科課程を修業年限4年の場合についてみれば、「裁縫」に当てる時間を、1915（大正4）年3月20日文部省令第6号「高等女学校令施行規則中改正」の場合には毎週12時間（第3、4学年では14時間）以上、1920（大正9）年7月21日文部省令第15号「高等女学校令施行規則中改正」では毎週8時間以上としていた。改正の度ごとに次第に軽減されたとはいえ、「裁縫」の時間が圧倒的な比重を占め、その分だけ普通教育科目の時間が少なくなってしまっており、ことに外国語は全く課されなかった。こうしてみると、両女子高等師範学校には、地方長官による推举制の時代には実科高等女学校から推举されたとは考え難いし、学科試験による選抜になってからも、実科高等女学校卒業者が通常の高等女学校卒業者に伍して学力検査に臨むことには無理があったと考えられる。

### 奈良女子高等師範学校生徒の学歴

奈良女子高等師範学校の入学者については、表5にみたような資料は見当らない。そこで、同校の1936（昭和6）年度の『学校一覧』に記載された第1学年生徒の名簿から出身学校を調べ、次いで文部省普通学務局『全国高等女学校・実科高等女学校ニ関スル諸調査昭和五年度』によりその学校の修業年限を調べた。結果は表8の如くである。

表8 奈良女子高等師範学校生徒の入学前の学歴（1936年度）

	文科	理科	家事科	計
4年制高女	7	4	16	27
5年制高女	15	14	12	41
不明	7	4	4	15
計	29	22	32	83

これによると、4年制高等女学校卒業者は27名で、同学年生徒83名の32.6%に過ぎず、他方5年制高等女学校卒業者は41名（49.4%）に達していた。家事科だけが5年制高等女学校卒業者より4年制高等女学校卒業者の方が多い。志願者の内訳が不明なので、この理由はわからない。いずれにせよ、5年制高等女学校卒業者が優位であった。なお師範学校出身者は1名もなかった。

『奈良女子大学六十年史』や同校の『学校一覧』には入学者選抜方法の変遷に関する記述は少なく、ことにここで筆者が注目する入学者の出身高等女学校に4年制と5年制の学校とがあったことに触れた記述はみられない。『六十年史』には、地方長官による選（薦）挙制から学科試験による選抜試験制度に転換した結果、高等女学校のいわゆる学校間格差を顕在化させたことに関する記述が見られるに過ぎない。<sup>11)</sup> 筆者はこの「学校間格差」には修業年限の差も関係していたのではないかと推測している。

#### 高等女学校卒業者ための予備校

前述したような事情があった1930年代の東京には、いわば4年制高等女学校卒業者そのための予備校があった。たとえば、1935年に入学した林雅子は、「私が女高師家事科に入学したのは昭和十年四月のことである。郷里の長野県立飯田高等女学校（現在の風越高校）を昭和九年に卒業してのち、東京女高師を目指して東京渋谷の道玄坂にあった予備校に通った。当時の高等女学校には四年制と五年制とがあったが、飯田高女は四年制であった。予備校には地方の四年制出身者が多かった。そして女高師に入学出来たとき、予備校時代に机を並べていた仲間が多いのに驚いたものである。」と書いている。<sup>12)</sup>

また1934年に東京女子高等師範学校の家事科に入学した和田典子は、京都府立舞鶴高等女学校（5年制）を卒業し、最初の年には奈良女子高等師範学校の家事科を受けて落ち、東京の昭栄学園という予備校に1年間学んだと語っている。<sup>13)</sup>

#### 高等女学校と女子専門学校との接続関係

旧学制下では、男女共学の専門学校は官立の東京音楽学校だけで、他の官

## 東京女子高等師範学校の入学者選抜制度の歴史

立の専門学校はすべて男子のみを入学させていたから、実際に高等女学校卒業者が進学し得るのは、女高師をのぞくと、日本女子大学校をはじめとする公立私立の女子専門学校だけであった。

女子専門学校における高等女学校の4年制卒と5年制卒との扱い方については、管見の限り、先行研究が見当らないので、ここでは筆者の気づいた事例を紹介するにとどめる。

### ① 津田英学塾の場合

女子専門学校として著名な津田英学塾の場合には、編制を修業年限1年の予科と修業年限3年の本科とで構成していた。

予科の入学資格は高等女学校卒業である。この「高等女学校」に修業年限4年のものと修業年限5年のものとが含まれる。本科の入学資格は、本校予科修了者、修業年限5年の高等女学校卒業などである。すなわち、修業年限4年の高等女学校卒業者は予科から入らなければならないけれども、修業年限5年の高等女学校卒業者には予科を受験するか本科を受験するか、選択することができた。

1940年現在の生徒の入学前の修業年限別内訳は、表9の如くであったとされる。<sup>14)</sup>

表9 津田英学塾生徒の入学前の学歴（1940年）

	予科	本科			計
		1年	2年	3年	
女学校5年卒業	68	85	77	60	290
女学校4年卒業	24	23	24	25	96
検定試験合格者				1	1
計	92	108	101	86	387

予科を経ないで本科に入学する者は例年僅かであるから、この本科の数値は、ほぼ予科入学の際の学歴を表わしているとみることができる。これによると、予科入学では5年制高等女学校卒業者は4年制高等女学校卒業者の約3倍に及んでいたことがわかる。

志願者、入学者の修業年限別内訳がないので、残念ながら、修業年限別合格率をみるとことはできない。しかし5年制高等女学校の数は4年制高等女学校よりはるかに少なかったのだから、5年制高等女学校卒業者が圧倒的優位に立っていたということはできよう。

### ② 津田塾専門学校理科の場合

津田塾専門学校理科は1943（昭和18）年1月30日に設置が認可された。修業年限は4年である。同校の理科は、1951（昭和26）年3月に最後の卒業生を送り出して閉鎖した。

卒業生がまとめた書物には、津田塾専門学校理科入学者の修業年限別の学歴構成と津田塾での授業の難易の感じに関するアンケート調査の結果が紹介されている（表10）。高等女学校の4年制卒と5年制卒とは、入学後にも一定の影響を与えていたように思われる。<sup>15)</sup>

表10 津田塾専門学校理科入学者の出身学校の制度別と授業の難度

制 度	人数の百分率 (%)	津田塾理科の勉強は 難しかった (%)	公立・私立の割合 (%)
公立5年制5年卒業	27.6	21.8	
公立5年制4年修了・卒業	5.3	18.3	公立女学校 75.9
公立4年制4年卒業	43.0	36.8	
私立5年制5年卒業	13.6	14.9	
私立5年制4年修了・卒業	0.9	9.9	私立女学校 23.7
私立4年制4年卒業	9.2	4.2	
専検合格者（1名）	0.4	0	0.4

### ③ 東京女子大学の場合

東京女子大学も、1921年以来、津田塾と同じく修業年限1年の予科の上に修業年限3年の英語専攻部をおいていた。<sup>16)</sup> さらに同校は後に国語専攻部、数学専攻部を設置した。その「学則」が掲げる各専攻部予科の入学資格は「高等女学校卒業者、専門学校入学者検定規程ニ依リ文部大臣ノ指定ヲ受ケタル女学校卒業者、師範学校卒業者、専門学校入学者検定規程ニ依ル試験検定合格者」で、これは通常の専門学校入学資格と同様である。

## 東京女子高等師範学校の入学者選抜制度の歴史

ところで、各専攻部の入学資格は、「本学予科修了者」のほか、「左ノ資格ノーヲ有シ本学予科修了者ト同等ノ学力ヲ有スルモノ」として以下の資格が掲げられていた。

- 一 修業年限五ヵ年ノ高等女学校卒業者
- 二 専門学校入学者検定規程ニ依リ文部大臣ノ指定ヲ受ケタル修業年限五ヵ年ノ女学校卒業者
- 三 師範学校卒業者

これを高等女学校卒業者に注目してみれば、修業年限4年の高等女学校卒業者は予科を受験できるのみだが、修業年限5年の高等女学校卒業者は予科を受験できるだけでなく、いきなり専攻部を受験することもできたわけである。<sup>17)</sup>しかし残念ながら、各入学者の入学前の学歴を示す資料は見当らなかった。(ちなみに、周知の如く、同校は旧学制下においても「大学」を名乗ってきたけれども、制度上は専門学校であった。)

同校数学専攻部卒業生を対象として実施された興味あるアンケート調査では、回答者の入学前の学歴を「出身女学校の種類」は「5年制高等女学校卒業者が135人(57.4%)で最も多く、次いで4年制高等女学校卒業者が60人(25.5%)、5年制高等女学校の第4学年修了者が38人(16.2%)となっている。実科高等女学校卒業者はいない。回答者には判別困難と考えて各種学校で専門学校への入学資格を与えられていたキリスト教主義の女学校は選択肢に含めなかった。高等女学校とみなして回答したと考えられる(ちなみに上記以外の回答をした者は1人のみ)。」と、分析されていた。<sup>18)</sup>

これによると、5年制高等女学校卒業者がやや優位になっていたことが推測される。

なおこの二つの調査には共に、「5年制高等女学校の第4学年修了者」なる項目がみられる。これは、1944年度から実施された戦時下の特例措置が適用

された学年の該当者であろうと推測される。この戦時下にみられた中等学校と上級学校との接続関係については、別個に検討する必要があるようと思われる。<sup>19)</sup>

#### 東京女子高等師範学校の入学者選抜の基準（1933年）

東京女子高等師範学校の1933（昭和8）年度入学者の生徒募集要項には、珍しく以下のような入学者選抜の基準が示されている。<sup>20)</sup>

- ① 選抜試験（学科試験をさす）ノ結果ニ基キ最低合格点ヲ定ム
- ② 全国（満州等ヲ含ム）ヲ若干ノ地方ニ分ケ各地方別ニ女子師範学校及高等女学校ノ学級数、入学志願者数、其他ノ事情ヲ考慮シテ入学候補者予定数ヲ定ム
- ③ 入学志願者ノ所属地方ハ其出身学校所在地方ニ依ル
- ④ 最低合格点以上ノ得点者中ヨリ出身学校長ノ推薦書類並ニ第一次身体検査ノ結果ニ基キ入学ヲ許可スヘカラスト認メタル者ヲ除外シ他ヲ選抜試験ノ成績順ニ各所属地方ニ配当シ各地方入学候補者数ニ達スルニ至テ止ム
- ⑤ 或地方ノ最低合格点以上ノ得点者其地方入学候補者予定数ニ達セサルトキハ前条ニ係ラス成績順ニ依リ適宜他地方ニ配当ス

これによると、選抜試験の結果により、ある成績以上の合格最低点を定めていた。他方で、「女子師範学校及高等女学校ノ学級数、入学志願者数、其他ノ事情ヲ考慮シテ」予め地方別に入学者の予定数を定めていたことが分かる。そして、合格最低点以上の者をその地方別に配当する。

⑤の意味はやや分かり難い。合格最低点以下の者をその地方の定員枠に配当することはせずに、他の地方の合格最低点以上の者を定員に納まるように成績順に配当したように読める。

以上のように解すると、結局、地方定数ごとに入学者を確保することを企

## 東京女子高等師範学校の入学者選抜制度の歴史

図しながら、全体としては成績優位に入学者を定めていたように思われる。

この選抜基準については、以下の事情が考えられる。すなわち、府県知事による選（薦）挙制の利点の一つは、全国各地から成績優秀者を確保し得たことにあった筈であった（いわゆる学校格差の問題はしばらく措くとして）。<sup>21)</sup>（念のためにいえば、卒業者は文部省の指定する学校に就職したが、就職する地域は出身学校の地域とは限られなかった。）推挙制を廃止して全面的に学力基準、成績順位のみの選抜に切替えると、地域による入学者数の不均衡が生ずるのは不可避だった筈である。この選抜基準は、こうした事態をできるだけ避けようとしたのであろう。このように理解すると、この選抜基準は筆者の目に入ったのはたまたまであるけれども、実際は府県知事による選（薦）挙制の廃止以来、何らかかの方法で公表されていた可能性が大きい。

実際に、1931年度の『学校一覧』で第1学年生徒の出身学校の府県を調べてみると、全国に幅広く分布していたことがわかる。

### 東京女子高等師範学校の入学志願者及入学者の実態

次に、東京女子高等師範学校の入学志願者及入学者の実態を出身学校とその卒業年次別に調査したものを分析してみる。

これによると、以下のことが判明する。ただし、保育実習科については除く。

#### （1）師範学校卒業の入学志願者は、非常に少ない。

師範学校卒業の入学志願者は、非常に少ない。志願者総計578名の中で一部、二部を合わせて28名（4.8%）に過ぎない。師範学校卒業の入学者が7名（全入学者129名の5.4%）に過ぎないのは、志願者そのものが少ないのである。入学率（合格率といつてもよい）だけを比較すると、師範学校卒業者の入学率は33.3%で、高等女学校卒業者のそれは21.9%であるから、むしろ少しよいといえる。

換言すると、女子高等師範学校に接続する下級学校は、実態としては圧倒

表11 東京女高師の入学志願者及入学者の学歴及卒業年次別（1941年度）

学校 年次	文科		理科		家事科		体育科		計		保育実習科 入学志願者 入学者
	入学志願者	入学者									
第一師範部	昭和16			5		2	1				
	昭和15			1							
	昭和14										
	昭和13			6		2	1			8	1
第二学校部	昭和16	2	1	2	1	2	2	2	2		
	昭和15			2				2			
	昭和14		1								
	昭和13			3	1	4		2	2		
小計		3	1	10	1	4	3	4	2	21	7
四年修業年限	昭和16	67	15	49	2	43	9	8	3		16 4
	昭和15	7		30	7	30	17	3	3		4
	昭和14	10		6	2	8	3				1
	昭和13	2		3	1	2					3
高女計		86	15	88	12	83	29	11	6	268	62
五年修業年限	昭和16	74	14	88	9	50	14	12	9		54 18
	昭和15	38	2	17	8	8	3				7 4
	昭和14					2	1				2
	昭和13										2
高女計		112	16	105	17	60	18	12	9	289	60
小計		198		193		143		23		557	122
合計		198	31	193	29	143	47	23	15		88 26
其ノ他		3		1							
総計		204	32	204	30	147	50	27	17		89 26

空欄は該当者がないことを示す。

横欄の文科、理科、家事科、体育科の計は筆者による。

「修業年限2年の実科」の欄は、志願者、入学者ともゼロなので、省略した。

縦欄の高女計は筆者による。

『東京女子高等師範学校 東京女子臨時教員養成所一覧 自昭和十六年至昭和十七年』の129頁による。

## 東京女子高等師範学校の入学者選抜制度の歴史

的に高等女学校になっており、女子師範学校からの接続はむしろ例外的になっていたといえる。

(2) 高等女学校からの入学志願者は、4年制の高等女学校卒業者と5年制の卒業者とが拮抗しており、後者がやや多い。

高等女学校からの入学志願者を修業年限別に分けてみると、4年制の高等女学校卒業者の総計268名に対して、5年制の卒業者の総計は289名で、5年制の卒業者の方がほんの少し多かった。学校数で3割に満たない5年制の高等女学校からの入学志願者の方が多いわけである。すなわち前者は、全入学志願者の46.4%，高等女学校卒業の志願者総計557名の48.1%を占めたのに対して、後者は全入学志願者の50%，高等女学校卒業の志願者総計557名の51.9%を占めていた。

ただし入学率は、4年制の高等女学校卒業者のそれが23.1%であったのに対しても、5年制の卒業者のそれは20.8%であったから、点数だけで選抜していたとすると、4年制の高等女学校卒業者の成績はむしろよかったですということになる。

(3) 現役受験者に関する限り、5年制高等女学校卒業者の方がやや有利。これをもう少し細かく見ると、違った姿が見えてくる。

いわゆる現役すなわち昭和16年の卒業者に限定してみると、4年制高等女学校卒業者の入学志願者は167名で、その入学者は29名、合格率は17.4%である。これに対して現役の5年制高等女学校卒業者の入学志願者は224名で、その入学者は46名、合格率は20.5%であった。これによると、現役受験者に関する限り、5年制高等女学校卒業者の方がやや有利であったと推測される。

(4) 一浪すると4年制高等女学校卒業者の合格率は高くなる。

ところがいわゆる一浪すなわち昭和15年の卒業者になると、少し事情が違ってくる。この年の4年制高等女学校卒業者の入学志願者は70名で、合格者は27名、合格率は38.6%となる。他方、5年制高等女学校卒業者の入学志願者は63名で、その合格者は13名、合格率は20.6%であった。5年制高等女

学校卒業者の合格率は一浪しても殆ど変わらないのに、一浪した4年制高等女学校卒業者の合格率は格段に高くなっているわけである。ここには、前述した林雅子や和田典子のように予備校に通った者も含まれているのであろう。

(5) 二浪以上以上の志願者は少ない。

いわゆる二浪以上については、また違った事情が見える。男子の受験ことに高等学校にはいわゆる多浪が少なくないが、女子高等師範学校の場合には三浪以上になると志願者自体が非常に少なくなる。

4年制高等女学校卒業の志願者には、二浪が24名、三浪が7名、計31名の浪人があったけれども、5年制高等女学校卒業者の場合には、二浪2名、三浪2名の計4名に過ぎない。

多浪が許されない背景としては、女子高等師範学校の場合には受験資格として年齢に上限が設定されていたし、何より当時の風潮として結婚年齢が遅くなることを恐れる親の反対が大きかったであろうことが推測される。

#### 戦時下の女子高等師範学校の入学者選抜

戦時下に入ると、高等教育諸学校の入学者選抜制度にも種々な変化が現われた。最も顕著な変化は、入学者選抜のための学力検査の期日を統一する動きであった。しかしこれらの改革は、下級学校との接続関係を変更するものではないので、ここでは省略する。<sup>22)</sup>

接続関係に関する事項としては、1943年には中等学校令が制定され、中学校、高等女学校及び実業学校の修業年限は一律に4ヵ年とされたことが注目される。さらに1944年度には5年制高等女学校の第4学年修了者にも上級学校進学を認めるなどの戦時特例が実施された。本稿では、1940年代以降に生じた高等女学校と女子高等師範学校との間の接続関係の変化についての適切な資料が得られなかったので、残念ながらここでは立ち入ることはできない。

### まとめにかえて

本稿では、東京女子高等師範学校の入学者選抜制度を下級学校ことに高等女学校との接続関係に注目しながら歴史的に整理してきた。ここでは、東京女子高等師範学校の入学者選抜の特質を項目別に整理してみよう。

#### 高等師範学校に共通の制度

① 当初に、地方長官による推举制が採用された。志願者はまず府県知事により推挙（当初は「選挙」と称した）され、推挙された者の中から学校が選抜する制度は、初期の男女高等師範学校教育に固有のもので、1926年に廃止されるまで続けられた。

② 当初は、仮入学制が採用された。入学者選抜に合格した者を一旦仮に入学させ、3ヵ月（後に4ヵ月に延長）にわたり学業成績、品行などを検査し、然るのちに入学させるという1886年以来の「仮入学」の制度は、女高師だけでなく、森有礼文相が創設した師範学校教育に固有のもので、1900年に廃止されるまで続けられた。したがって、この制度は、1908年に発足した奈良女高師には実施されなかった。

#### 女子高等師範学校に特有の制度

① 入学者を女子に限定した。

② 入学者の年齢制限には、通常みられる下限だけでなく、上限も設定した。

③ 夫ある者は入学を不可とした。

ただしこれは、中等教員の独身主義を意味するものではなかった。

④ 戦前の官立学校の入学者選抜における身体検査は、一般に厳重だったといわれ、ことにこの点に関して男女の高等師範学校には共通の規則が制定されていたが、奈良女子高等師範学校にみられるように、個々の高等師範学校ではこれを上回る厳重な規則を定めていた。ただし本文では、この点に言及する余裕はなかった。

#### 下級学校との接続関係

- ① 女子高等師範学校の創設当初には、入学者には、専ら女子師範学校の卒業者を予定していた。これは、高等女学校が未整備の時代には当然のことであった。
- ② 女子高等師範学校の発足当初には、入学資格としての学歴（したがって年齢）は、男子の高等師範学校のそれより低く設定されていた。
- ③ 高等女学校との接続関係が成立してからは、入学者は女子師範学校卒業者よりも高等女学校卒業者の方が多数となった。
- ④ 高等女学校との接続関係を設定するに際して、高等女学校に4年制と5年制があることに格別の配慮はされなかった。東京女子高等師範学校の場合には、学力検査により選抜するようになってからは、明らかに5年制高等女学校卒業者が4年制高等女学校卒業者より優位に立っていた。

これは、たんに女子高等師範学校に固有の問題だったのではなく、女子の専門学校に共通の問題であり、基本的には高等女学校制度の問題であった。選抜が専ら学力検査の成績によって実施されるようになると、この矛盾は顕在化した。女子高等師範学校入学をめざす者のための予備校の存在は、一面からこの矛盾の存在を裏書きしていた。

一部の女子専門学校の学校史には、この問題に注目した記述が見られるにお茶の水、奈良両女子大学の大学史にこの種の問題に関する記述が見えないのは、やや奇異な感じを禁じ得ない。この種の接続関係は、今日なお残された研究課題なのかもしれない。

#### 高等女学校と女子専門学校との接続関係

女子専門学校、たとえば津田英学塾や東京女子大学は、本科（東京女子大学の場合は専攻部）の下に予科を設け、4年制の高等女学校卒業者には予科の入学資格のみを与え、5年制の高等女学校卒業者にはいきなり本科に入学し得る資格を与えていた。散見する資料にみる限り、これらの学校においても、5年制高女卒業者は4年制高女卒業者より優位にあった。

#### 戦時下の高等女学校と女子高等師範学校との接続関係

## 東京女子高等師範学校の入学者選抜制度の歴史

第二次大戦下には、1943年に中等学校令が制定されて中等学校の修業年限短縮（5年制高等女学校の修業年限は4年に短縮）が実施された他、若干の戦時特例が実施された。このため、戦中戦後の数年間には、高等女学校と女子高等師範学校との間には特別な接続関係が生まれた。しかし資料に制約されたため、この点について立ち入った分析をすることはできなかった。

### 注

- 1) 女子の進学経路の特質については、さしあたり、井上恵美子・伊藤めぐみ「旧学制下における『共学』—『別学』の存在構造」『名古屋大学教育学部紀要——教育学科』第39巻第1号、1992年3月、を参照。
- 2) 学校間の接続関係については、拙稿「学校間の『接続関係』に関する覚え書き——近代日本の高等教育における入学者選抜制度史研究序説」愛知大学文学会『文学論叢』第116輯、1998年2月を参照。
- 3) お茶の水女子大学百年史刊行委員会『お茶の水女子大学百年史』1984年、3~4,146頁。
- 4) 前掲、『お茶の水女子大学百年史』135頁。
- 5) 女子高等師範学校時代の入学者選抜の学力検査科目の変遷については、前掲、『お茶の水女子大学百年史』136~137頁を参照。
- 6) 前掲、『お茶の水女子大学百年史』249頁。
- 7) 前掲、『お茶の水女子大学百年史』136~137頁。
- 8) 奈良女子大学六十年史編集委員会『奈良女子大学六十年史』1970年、34頁。
- 9) 両女子高等師範学校の毎年の入学者選抜の実施要項は、煩瑣になるので本稿では省略したが、たとえば『文部時報』の「直轄各部録事」の記事で調べができる。
- 10) 江原絢子『高等女学校における食物教育の形成と展開』1998年、雄山閣出版、96~98頁。
- 11) 前掲、『奈良女子大学六十年史』77~79頁。
- 12) 林雅子先生退官記念会編『みがかずば——大塚学舎での半世紀』1983年、8頁。
- 13) 朴木佳緒留編著『性役割をのりこえて——和田典子先生のあゆみと家庭科の歴史』1993年、ドメス出版、139~140頁。
- 14) 『津田英学塾四十年史』1941年、256頁。
- 15) 津田塾理科の歴史を記録する会編『女性の自立と科学教育——津田塾理科の歴史』1987年、ドメス出版、123頁。

- 16) 『東京女子大学五十年史』1968年, 49頁。
- 17) 国立公文書館の「東京女子大学」の簿冊に挟み込まれていた「学則」による。
- 18) 東京女子大学女性学研究所『数学教育における性差——社会的・教育的見地から』1994年, 52頁。
- 19) これに関連する文部省の通達については, さしあたり福間敏矩『増補学徒動員・学徒出陣——制度と背景』1993年, 第一法規, を参照。
- 20) 『文部時報』第428号, 1932年10月1日。
- 21) 入学者の地域別分布については, 前掲, 『お茶の水女子大学百年史』102～107, 221～222頁を参照。
- 22) 詳細は, 拙稿「官立実業専門学校入学試験制度の歴史——盛岡高等農林学校の例を中心に」——『名古屋大学教育学部紀要——教育学科』第30巻, 1984年3月, 293頁以下。

#### [謝辞]

本稿は, 愛知大学の1998年度個人研究助成による研究成果の一部である。  
記して謝意を表する。